

というよりも、この法案と、それからこれに関連する定員法の一部改正案等の連絡をとりつつ、関連を持ちつつこの問題を解決する必要がある、そしてまたこの問題についての当委員会における私の質問に対する建設責任者の答弁でも、実は今日の現状において、現在の定員内の職員なり、もしくは定員法による新しい職員の定数をもつてしても現状にはそぐわないという答弁が明確になされております。ですから私はこういう問題を同時に当委員会としては解決しなければならぬというところを、そういうことを包含して私はこの法案にこの際賛成いたしました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見ございませんか……別に他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないかと認めます。
それではただいまから本案の採決をいたします。建設省設置法の一部を改正する法律案を原案通り可決すること、賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
本会議における委員長の口頭報告の内容は、委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。それから報告書に対する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 松原 一彦 三好 英之
- 上林 忠次 田畑 金光
- 松浦 清一 野本 品吉
- 中川 以良 堀 眞琴
- 千葉 信 植竹 春彦
- 長島 銀藏 高瀬莊太郎

○委員長(新谷實三郎君) 署名漏れはございませんか……署名漏れはないと認めます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、先刻の質疑に続きまして総括質疑に入りたいと思っております。
○堀眞琴君 午前中、千葉委員から質問されました。川島長官から答弁があったのですが、その中で私は一番重要だと思われる問題で、長官から回答を得ることができなかった問題があるわけですが、それはつまり人事行政に関する現在の内閣の方針であります。先ほどの御答弁によりまして、行政機構については行政制度調査会等があり、また人事行政等については公務員制度調査会等に諮問をされており、まだそれからの答申がないので、必要限度の定員法の改正にとどめた、こういうお話であったのでありますが、なおそれに関連して、長官から、公務員制度については政府の方針を一応の方針を出して、そうして公務員調査会の方からできるだけ早く答申が出されるように希望しているし、またそれが出れば長官としてはできるだけ早い機会に公務員制度についての案を国会に提出したい、こういう御答弁があった。で、その政府の示されている、あるいは政府が持つておられる行政機構並びに公務員

員制度に対する基本的な態度、方針ですね、行政機構に関する根本方針、それから公務員制度に対する根本方針、これを長官からお聞かせ願いたいと思っております。

○國務大臣(川島正次郎君) 御質問の御趣意はおぼろげながらわかるのでありますけれども、具体的にどういうことを御指摘になるのですか、まことに相済みませんが、もう一度具体的に……

○堀眞琴君 先ほどの御説明で、行政機構についても、現内閣としてはできるだけ根本的な対策を立てて出したいし、公務員制度についても、同様に公務員制度調査会ですか、そこからの答申を待って、できるだけ早い機会に成案を得て国会に提出したいと、こういうお話であったわけですが、そのときに政府としては、基本方針を示して、公務員調査会等に答申をするようにしているのだ、こういうお話、そういうお話がなくとも、当然政権を担当していられる鳩山内閣としては、行政機構についてはこういう根本的な態度を持つていて、公務員制度についてはこういう基本的な方針を持つていて、これは当然予想されるわけですが、それをお尋ねしているわけですが、

○國務大臣(川島正次郎君) 行政機構の問題につきましては、今日一番問題になっておりますのは、国と地方公共団体との間の問題でありまして、地方公共団体が赤字に悩んでおられる大きな原因といたしまして、国で当然やるべき仕事を地方に押し付けている、こういうことが指摘されているわけでありまして、国と地方公共団体の事務配分をどうするかという問題は、これは年来の問題であります。この問題だけは早

急に結論を出さなきゃならぬということはお尋ねしております。国家機関全般の機構の改革については、政府としては今日考えておりません。言いかえれば、省の廃合等については全く考えていないのであります。問題は国と地方公共団体との事務の配分の点につきましては、これは何らか解決しなければ地方の財政の健全化にもならぬわけでありまして、この点につきましては、地方制度調査会におきましていろいろ研究をし、ただいま案を作っておるわけでありまして、答申がおりますれば、その答申に基づいて政府の意思を決定したいと考えております。なお行政機構の各部門に対して、国の進運に伴いまして、常に清新な気分を入れるために必要な改革をすることは、これは当然でありますので、行政管理局の管下に行政審議会という制度がございますが、これは今日ちょっと休止の状態になっておりますが、私が長官になりましたから、この行政審議会を活用いたしまして、行政機構の研究をいたしたいと考えております。国会中でありまして、まだ新しい委員の任命はいたしておりませんが、近く委員が、任期が切れておりますからして新委員を任命いたしました。これによりまして行政機構の研究をしてもらいたい、こう考えておるわけでありまして、

それから公務員制度につきまして、これは吉田内閣当時、公務員制度調査会ができました、公務員の給与体系というものを一体どうしたらいいかというのを主として今日研究をいたしておるわけでございます。先ほど千葉さんから御質問のありました常勤労働者並びに常勤非常勤職員などに対して、

でも、これを国家公務員として定員の中に入れるべきか、あるいは定員外におくかという点につきまして、公務員制度調査会の方でこれを取り上げて研究をいたしておるのであります。そうして公務員の給与の基本問題について研究をいたしておられます。昨年でしたか、一昨年でしたか、人事院からして給与改訂の勧告があったのであります。今もつてその改訂に対しては政府はまだ最後の意思決定をしていないことも、これは公務員制度調査会の結論を待ってやろう、こういうふうなことなっております。

○堀眞琴君 そうしますと、現内閣としては行政機構については全然根本的な改革は考えておられない、こういうことになるとお尋ねしたい、こういうこともちよつとお話になりましたが、国家の進運に伴って事務がいろいろ複雑になるのだ、こういう今お話がありました。で、先ほどの千葉委員の質問に対する御答弁では、できるだけ事務等の膨大になる、仕事の膨大になることを防ぐようにして、従ってまた人員等についてもそらふやさないような方針である、こういうお話であります。私がお尋ねしているのは、その国家の進運に伴うというあなたのお言葉をそのまま使えば、まあ国家の進運というか、社会の生活の発展という方が私は正しいと思っております、しかし社会生活が当然発展すれば、それに伴って国家のフアンクションというものがふえるわけですね。そうすれば当然人員もふえて行くのは、これはもうやむを得ないことなんですね。当然なわけですね。そういうのを現政府としてはできるだけ抑える、こういう考え方を持つておられる。私が

お尋ねしているのは、その国家の進運に伴って仕事が増えて行く、しかしながら、現在の内閣としては、これをできるだけふやさないように押えて行きたい、こういう二つのいわば対立した考え方があって、それをどう調整されるように調整されて行くか、調整されるためには少くとも政府として機構なり、あるいは人事行政等なりについて一定の方針があるはずだ、その方針をお聞かせ願いたい、こういうことを私はお尋ねしておる。

○國務大臣(川島正次郎君) 先ほど御答弁申し上げたうちの一番大きな問題としては、現在ある各省の廃合をどうするかというより、大きな行政機構の改革には今日手をつける気持はないということをやまず冒頭に申し上げたわけであり、それから第二段といたしまして、経済事情、社会事情の変化に伴いまして、当然行政機構にもこれは変化のあることは当面でありまして、それに対しては必要なる機構は整備しなければならぬのであります、一面におきまして行政機構が拡大され、公務員がいたずらにふえるというところは国費が負担できないのであります。今日でも人件費に対しては相当圧迫されておるのでありますからして、まあなるべくこれは避けたい、その調和点をどうするかということが御議論でもあるし問題でもあります。私も社会の要請には応じるような機構改革をやりたいとは思いますが、これは避けたい、まあこういうことを基礎にして行政管理局としてはやっておるわけであり、

○堀真琴君 大体まあ、現内閣の方針らしいものがわかってきたわけですが、行政機構が拡張していくというところは、これは避けられない事情だと思ふのです。外国の例を見ましても、とにかく進んだ国ほど行政機構が非常にふえて、仕事の量もたくさんになっていくわけですね。因にどうしてだか、その趣きが違いますが、しかし一番の問題は、そのふえていく国家のファンクシヨンとしてのいろいろな行政事務、それをどう調整するかというところが一番大きな今日の、半問ではもちろんだし、実際政治の上でも一番大きな問題になっていくと思うのですが、それを今あなたの答弁によりまして、できるだけ、たとえば各省の廃合とかいうようなことは考えないで、必要最小限の事務というよりも、最小限度の仕事をやりたい、そしてまあ人々の期待に沿いたいのだと、こういう意味のお話があったと思うのですが、それはそれとして常識的には一応成り立つと思ふのです。ただこれまで千葉君が指摘しておられたように、定員法は何度も何度も毎年々々改正される、必要限度だということではよほどよほど修正していくわけなんです。そういうようなことでは何度繰り返してもほんとうの根本的な人事行政もできないし、それからまた根本には、人事行政の基本となる機構改革というものが行われなければならないと思ふ。私は何も各省の廃合をやれと言っているのではないのですよ。もつと科学的な根拠に基いての機構に対する政府の態度というものがあつていいのではないかと思ふ。ところが、それがいい。ないために、まあ必要最小限度にこれをとどめるといふ

ので、ちよほちよほと千人ふやし、二千人ふやし、あるいは千人減するといふ調子で、ほんのわずかずつ手をつける。これは何をやってもいたちごっこで、結局大した改革は行われぬ。減員をしてみたいところで、実際の仕事の量が減らないのに減員をする。そのために一年もたつというところ、減員をしたはずの官庁において、定員はふえないが、定員外の職員がふえていくというようなことで、実際の必要上、ほんとうは定員をふやすべきなのにふやさない。そのために仕事も滞滞する、滞滞させないためには定員外の人をふやす。そういうたような非常にこそくな手段をとっているのではないかと私は思ふ。鳩山内閣は、幸い総選挙にも相人気が集めて、そして第二次内閣が組織された。私はこの際、人事行政についても、基本的な考え方を確立する必要があるのではないかと、なかなかむずかしい問題です。行政学上だつて一定の何か結論が得られているわけではなくて、なかなか困難な問題だと思ふ。しかし、少くとも機構の改革の問題、人事行政の問題については、一定の基本方針がなければならぬ。その基本方針が確立して初めて機構の改革、あるいは人事行政の刷新等が行われるのだらうと思ふ。従来の説明書を見ますと、よく能率を高めるとか、あるいはまたその他いろいろのことをうたつておられますけれども、いつも抽象的なことしか言われていない。定員法の改正がここに出ているのですから、私はここで政府としても腹をすえて人事行政に関する基本方針を確立してもらいたい。そういう考えから実は

お尋ねしたわけなんです。それから、さっきの非常勤の職員も、常勤的な非常勤の職員も問題でありまして、これは要するに、仕事の量はたくさんある、しかし定員法で縛られてどうにもならない、そこで非常勤職員を常勤的な非常勤職員という形で人を入れて、そして仕事を行わしむる。その仕事はもちろん中には非常に単純な業務に関するような仕事もあるでしょう、しかし実際に相当の技術や知識を必要とする仕事も含まれている。そういう人々が定員法によって定員のワケ外で、これは常勤的労働者について同様に思ふべきですが、そういう立場に置かれて仕事をやっているわけですね。定員法によって保障されている職員は、これは一定の身分がそこで確立しているわけですから別ですが、定員外のまま常勤的労働者は別として非常勤労働者の場合は身分が確立されていないわけですね。そういう不確定な状態と同じような仕事をやる、こういうような問題はやはりこの際根本的に改革する必要があるのではないかと、これは賠償の問題のときに関連して、今後とにかく臨時的な仕事としてではなくて、相当恒久的な仕事として、たとえばビルマとの賠償の問題、フィリピンとの賠償の問題も早晩解決しなければならぬ問題、あるいはインドネシア、いろいろ賠償問題をとりましても、今後相当長い期間にわたつて常勤的な仕事をやる人が必要になってくると思ふ。現にビルマの場合などは必要になってきている。ところが、そういう仕事をやる定員は非常に少くしている。そうして非常勤的な常勤労働者、非常勤の常勤労働者といふものをどんどんふやしていくことで

は、全くその日暮しの人事行政ではないかという不安に感ぜられるわけですね。これらの問題については、行政管理局長官としてはどのような見解を持っていますか。先ほど千葉君への御返答でも大かたはうかがわれますが、もう一度それを念を押してお尋ねしたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 非常勤職員が長年にわたつて同一官庁へ勤めて、同一の仕事をしているという現実の事実は、これは認めざるを得ないのであります。これを定員外職員にして置くことは不都合じゃないかということ、これはまさにその通りの御議論であります。であります、仕事の内容が、たいてい同一人間が長年やっております。それが単に一時的のものであり、業務的のものであるかどうかということについてもこれは考究の余地があります。仕事の内容によりましては、公務員をしてやらしめないで、これを請負に出すという形も一つありましようし、出来高払いという形もあるのであります。それがために常勤的非常勤職員の問題は解決しなかつたのだらうと私は考えておりますが、これは先ほど千葉さんにも申し上げました通り、公務員制度調査会の最も大きな問題として取り上げておるのであります。そこで結論が出ますれば、これは解決される問題であります。次の機会までには、この問題は何かの結論を得て御審議を願うことにならうと私は考えているのであります。これをこのまゝいままでもほつたらあつた、そういう考え方はたゞいま政府においては毛頭持っておりません。適当な機会にこれは解決した

は、全くその日暮しの人事行政ではないかという不安に感ぜられるわけですね。これらの問題については、行政管理局長官としてはどのような見解を持っていますか。先ほど千葉君への御返答でも大かたはうかがわれますが、もう一度それを念を押してお尋ねしたい。

は、全くその日暮しの人事行政ではないかという不安に感ぜられるわけですね。これらの問題については、行政管理局長官としてはどのような見解を持っていますか。先ほど千葉君への御返答でも大かたはうかがわれますが、もう一度それを念を押してお尋ねしたい。

は、全くその日暮しの人事行政ではないかという不安に感ぜられるわけですね。これらの問題については、行政管理局長官としてはどのような見解を持っていますか。先ほど千葉君への御返答でも大かたはうかがわれますが、もう一度それを念を押してお尋ねしたい。

したいと考えておりますが、それにつきましても、現在調査を委託している公務員制度調査会の答申を待つてゐるわけでありまして……。

○堀真琴君 その答申は大体いつごろになる予定ですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 公務員制度調査会ができて二年近くになるのじゃないかと思ひますが、今小委員会に移しまして、東大の田中教授が小委員長でやっております。これは担当の大久保國務大臣からも結論を急ぐように言つております。これは、私が大久保國務大臣に特に委嘱して急がしてゐるのであります。私は、今日、いつということをお答えする資料を持つておりませんが、これは公務員制度調査会に問い合わせましてはつきりしたお答えを申し上げます。ちよつと私、ありませんからただ想像だけで申し上げて、又狂うといけませんから……。

○堀真琴君 それから非常勤職員のこと、これは人事院事務局の管理局法制課で作つた資料があるのですが、これをこちらに願ひたいと思ひますが、十二ページから十四ページにわたつてその仕事の内容についての分析があるわけですが、それをこちらに願ひたいと思ひますが、事務補佐員あるいは技術補佐員、統計調査員というような仕事があるわけですが、この仕事が比較的多い部分を占めております。そのほか、各種補助補佐員はどういう内容のものかわかりませんが、たとえば統計調査員、あるいは事務補佐員にしても、技術補佐員にしても、これは決して一時的な仕事、単純な労働というよりな形のものでないと思ひます。たくさんある

を占めてゐる統計調査員なんというのは方をもつて数えるのですが、こういうような職員は二万一千五百六名とつてゐる。一番多い数を占めてゐる。これは農林省の關係の職員じゃないかと想像するのですが、こういう人たちの仕事は恒久的な仕事だと申し上げても過言ではない。長官の話によると、一時的な仕事だ、労働管理だといふお話であります。決してそうではない。こういう職員をそのまま非常勤職員としてその身分を不確定にしておくというの、これは公務員全体の性格の上から均衡を失ふことは言つてもいい。公務員制度の一番の原則は、何といつても公平を失ふないといふところにあると思ひます。そういう原則から申しまして、これはこの際根本的に解決することが必要だと思ひます。もう一度長官からそれを解決することに對する御決意のほどを御発表願ひたいと思ひます。

○千葉信君 閣下質問。ただいまの堀さんの質問に關連してですが、川島行政管理庁長官は先ほどの御答弁で、非常勤労働者のやつてゐる仕事、もしくは常勤的非常勤職員のその仕事の内容は大体同じであるとしても、しかしその事務が長期のものではない場合もあるといふ御答弁でしたが、実は私もさつきその問題についてお尋ねしたのですが、私のお尋ねした問題と、今堀委員がお尋ねした問題とは同じ内容を持つてゐる質問なんです。問題になりますことは、私も今ここで取り上げてゐるこの非常勤職員や、常勤労働者の問題は、おっしゃる通りに、そういう全く臨時的な業務に従事してゐる職員を別にして、ほとんど同じ

久的に仕事を担当してゐるし、長期にわたつて勤務してゐる。この職員の場合を問題にしてゐるのです。それもその内容等についてはつきり申し上げますと、大体常勤労働者の場合には長期にわたつて四年、五年と勤続してゐる者がたくさんいて、その職員数は二万五千、それから一番困ることは常勤的非常勤職員の場合で、六カ月以上長期にわたつて同じ仕事をずっと担当してゐる職員、この職員数は二万六百人。どうしてこういう数字になつてゐるかといふと、これは六カ月以下の者を除外してゐるのです。ところが、その六カ月以下の者が非常に多い。その数を申し上げますと、この非常勤職員の場合の二万六百人といふのは、これは十万人以上にはね上つてゐる。実はこの問題について私は人事院当局に調査を依頼したのでありますが、その調査に出でた数字が、今申し上げますように、六カ月以上を含めると二十万人にもなるのに、なぜそんなに六カ月以上の者が急に少なくなつたのか。ところが、これに對して重大な問題が出てきましたのは、六カ月以上になると、これらの人に対しては退職手当を支給しなければならぬ。つまり、退職手当の支給の基準といふものが、六カ月以上勤続の場合、常勤的非常勤労働者の場合……ですから毎日日々更新してゐるといふことで、六カ月以上勤続してゐなければならぬ、退職手当を支給しなければならぬ、退職手当を支給しなければならぬ、人件費その他で縛られるから六カ月以下でどんどんやめさせる。こういうあくどい問題がこれに付随して起つてゐる。

これは人事院当局でこういう問題を、はつきり公式じゃありませんが、言つておるので。ですから、これはあなたのおっしゃる通りに、常勤の人の仕事が大半だということでは全くないの、私はもつと長官が認識を改められて、この問題の解決に本腰を入れられる必要がある。こういう意味で私は堀さんの問題に關連してお伺ひいたします。

○國務大臣(川島正次郎君) 常勤的非常勤職員の問題につきましては、午前中からもしばしば申し上げておるのでありますが、現内閣といたしましては熱意をもつてこれを解決したいといふので、特に公務員制度調査会に委嘱しまして、取り上げて研究してもらつておるのが現実の事実でありまして、決してこれを放置しておるわけではないのであります。ただ、まだこの国会に提案するだけの準備ができないといふわけでありまして、公務員制度調査会の結論がいつ出るかといふお尋ねでもして私は即答を避けたいのであります。しかし、これは遠からざるうちに申し上げておらうと思ひます。堀さん、千葉さんの御趣旨はよく承知いたしておりますからして、その線に沿つて善処いたします。

○田畑金光君 時間もありませんので、私ただいまの議題となつてゐる行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の全般的な質問についてはこの次の機会に伺ひたいと思ひますが、ただ、長官の答弁を承承りましていささか疑問に思ふ点は、たとえば、行政機構の改革の問題については、行政審議会が

せつかく検討してゐるので、この結論を待つて善処をしていきたいという御答弁でありますし、あるいはまた、今問題となつておられます常勤的非常勤職員、あるいは常勤労働者、公務員制度の問題については公務員制度調査会の答申を待つて善処して参りたい、こういう御答弁であるわけでありまして、あげて行政審議会や公務員制度調査会にすべての責任をゆだねておるような御答弁で、まことにこれは不安の上もな態度だと考へるわけでありまして、これらの審議会は、あるいは公務員制度調査会といふのは、決議機関であるのか、諮問機関であるのか、いずれであるかをまずお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(川島正次郎君) 本日も米価審議会があるように、米価審議会の答申を一律幾ら尊重したかといふことは、言わなくとも明らかであります。また、今回の国会において、ことに二月の総選挙の折に、社会保障制度の充実強化を一枚看板に掲げて参つた現内閣が、たとえ健康保険法の問題を取り上げてみましても、あるいはその他の失業保険、日雇労働者健康保険、こういう社会保障一般の問題を取り上げてみましても、御承知のように、社会保障審議会や、社会保険制度調査会の答申といふものをどの程度取り上げておるのか、ほとんど取り上げてゐないではありませんか。そういうことを私も見て参りましたときに、今の長官の答弁はあげて行政審議会や公務員制度調査会が答申を出したならば善処すると、こうおっしゃつておられるが、まことにこれは責任を他に転嫁するような態度だ、

せつかく検討してゐるので、この結論を待つて善処をしていきたいという御答弁でありますし、あるいはまた、今問題となつておられます常勤的非常勤職員、あるいは常勤労働者、公務員制度の問題については公務員制度調査会の答申を待つて善処して参りたい、こういう御答弁であるわけでありまして、あげて行政審議会や公務員制度調査会にすべての責任をゆだねておるような御答弁で、まことにこれは不安の上もな態度だと考へるわけでありまして、これらの審議会は、あるいは公務員制度調査会といふのは、決議機関であるのか、諮問機関であるのか、いずれであるかをまずお尋ねしたいと思ひます。

不見識きわまる態度だと言わざるを得ません。

第一にお尋ねしたいことは、先ほど申し上げたように、これは一体諮問機関なのか、決議機関なのかという問題、第二の問題として出てくることは、ほんとうに長官は公務員制度調査会や行政審議会が一つの答申を出したならば、この速記録にあるように、この答申に基いて公務員制度全般の改革を断行するだけの意思があるかどうか。ことに定員法に基いて、定員は削減して行こうとするのが今の内閣の態度であるが、もし公務員制度調査会において正しい公務員制度のあり方というのが勧告された場合に、実際それをいかなる妨害も排除して断行するだけの用意があるのかどうか。

第三の問題として、私は先ほど申し上げたように、そういう諮問の答申がなければ、あるいはそういう諮問機関の建議がなければ、手をつけれないという態度は意慢至極だと考えております。この点は一体今の内閣は、あるいは行政管理庁長官としては、機構改革の問題も、先ほどから論議されておる事務配分の問題も、あるいはまた公務員制度の問題も何らの策もないのかどうか。何もありませんとおっしゃるのなら、それでけっこうであります。その点を一つ御答弁願いたいと思っております。

○国務大臣(川島正次郎君) たいまお示しのような各委員会はいずれも諮問機関であつて、決議機関ではございません。しかし政府内部にある委員会でありますからして、政府としてはそのままそれをすぐに法文に直すというところは、これはいたしませんけれども、十分答申の趣意を尊重して、これを法文化することは当然でございます。現在世間でいろいろ議論になつております地方自治法の改正案にいたしましても、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制度調査会の中には国会議員として各党の人も入つておりますし、また学識経験者もおるのであります。その答申に基いて成案にして、今日提案していただくわけでありまして、政府の責任においてこれはむろん提案するのでありますからして、答申そのものを提案するとは言いかねるのであります。その答申を尊重して出すことは、これは当然であります。現内閣はまだ成立日浅いのであります。せつかく各調査会でもって熱心に委員が研究してゐるのでありますからして、それを尊重する意味におきまして、その結論を待つて成案を作るといふのは、現内閣としては当然と考へておるわけでありまして、調査会と内閣の考へ方はそういう関係に立つておるわけでございます。

○田畑金光君 大臣の御答弁は信じられないのです。一体ただいま地方財政の再建法案について、地方制度調査会の意見をそのまま実行したとおっしゃるが、その答申を見てもらいたい。先ほど私が申し上げたように、ことに今問題となつておる健康保険なんか御覧下さい、四十億の赤字に対して、政府でわずかに十億の財源措置をほかつて、あとは保険者、被保険者の負担にしておる。まあこういうような公約に相反することを平気でやつていて、そうしてわが内閣は諮問機関の答申は尊重するなどというところはわれわれとしては信用できないのです。公務員制度調査会の答申があれば、十二万あるいは十三万に上る、こういう問題となつておつて、常動的あるいは非常勤職員、非常勤労働者の問題等についておそろく行政機関職員定員法に基いて、大きな制約がくると見ております。また今の行政の趨勢からいって、一体どれだけ断行できるかという政治力についてもわれわれは多分に疑問を持つておるわけでありまして、ことに私は問題に考へられることは、問題として取り上げられることは、機構改革の問題と、私は事務配分の問題とは一体不可分だと考へておるわけでありまして、地方財政の再建を考慮されるならば、同時に私は事務の再配分についての程度誠意を持つて政府は努力を払われたのか、当然これらの問題も私は取り上げられてしかるべきだと考へます。たとえば一例を申し上げますと、今こういう経済界になつて、異常に失業者がふえております。そうして県でも市町村でもこの失業者の問題と取り組んで非常な財政的な圧迫を受けておるわけでありまして、そこで労働省の一つの出先機関といふ、府県の労働部の職業安定機関といふものは、要するに身分は国家公務員になつておるわけでありまして、ところが今の繁忙せる失業対策事業といふものは、とても国の予算のみによつて、あるいは国家公務員の身分を持つ諸君のみによつてそれができないから、必然的にそういうような処理のできないものは地方公務員によつて、あるいは地方の独自の財政によつてまかなわれなければならない。ほんとうに府

県の財政を立て直すというお考へであるならば、こういう事務的配分というれば、地方財政の立て直しといふものはできないはずで、一体今度の地方財政再建法案の中には、そのような裏づけをどの程度考慮してあの法案を出されているのか、このことは一つ問題として当然取り上げられてくるはずであります。さらにまた私は今度の地方財政再建法案を見ても、中央機構、あるいは中央集権的な色彩だけは濃厚であるが、当然国の出先機関等においては県に統合してもいいような出先機関もあるわけだが、そういうようなことについては何一つ考慮を払つていない。ここに私は官僚的な中央機構の中央集権的な感じが強いということを上上げておるわけで、こういうような点は一体どういふように処置されたか、さらには地方財政を立て直すためには補助金の請求というやうな問題があつたわけですが、これも御承知のやうに予算の折衝の過程において、与党の補助金復活によつて二百億の予算が増額されている。さらにその後保守両党の予算の折衝によつて二百五十億もふやされておるといふわけでは二百十五億ふえておるといふわけではないけれども、こういうやうな今の政府のやつておる補助金政策や、あるいは事務の配分等のやり方を見た場合、大臣のおっしゃることはまことに私どもは委員会における一片の答弁に過ぎないと見るわけでありまして、今申し上げたやうな諸点についてどういふ考へ方のもとに運営処理されて参つたのか、この点について一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 地方財政再建促進のお話なのであります。根本的問題として国と地方の事務配分をどう処理したかといふことは、これはまことにごもつともな御意見でありまして、この点については午前中は御答弁したのであります。シャウプ御答弁がなつて、地方の事務と国の事務とはつきり區別しろ、こういうアメリカの命令で、当時政府内にこれに関する特別の調査会を置きまして、神戸博士が主任となりましていわゆる神戸試案といふものができたのであります。これによりまして国と地方の仕事をはつきりさせようといふことだったのであります。いろいろの関係でその当時の内閣ではこの実現を見なかつたのであります。これは各省間との話し合いもありまして、地方と中央とのいろいろの競合もありまして、一朝一夕には解決し得ないので、今もつてこれが実現し得なかつたんだと思つておられます。今度の再建整備に当りましてこの点に關しては触れておりません。大体において従来の事務配分の範囲内において地方財政の再建をしようといふことではあります。

たいまお示しのような各委員会はいずれも諮問機関であつて、決議機関ではございません。しかし政府内部にある委員会でありますからして、政府としてはそのままそれをすぐに法文に直すというところは、これはいたしませんけれども、十分答申の趣意を尊重して、これを法文化することは当然でございます。現在世間でいろいろ議論になつております地方自治法の改正案にいたしましても、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制度調査会の中には国会議員として各党の人も入つておりますし、また学識経験者もおるのであります。その答申に基いて成案にして、今日提案していただくわけでありまして、政府の責任においてこれはむろん提案するのでありますからして、答申そのものを提案するとは言いかねるのであります。その答申を尊重して出すことは、これは当然であります。現内閣はまだ成立日浅いのであります。せつかく各調査会でもって熱心に委員が研究してゐるのでありますからして、それを尊重する意味におきまして、その結論を待つて成案を作るといふのは、現内閣としては当然と考へておるわけでありまして、調査会と内閣の考へ方はそういう関係に立つておるわけでございます。

いて改訂を全部にいたしておりました。たとえは老朽学校の建築に対する補助金、これは半額補助でありまして、率は改訂いたしませんけれども、従来坪当りの建築費を二万七千円と見て、その計算に基いた補助金を出しておつたのですが、現実には二万七千円ではとうていできないので、これを相当實際に合うような単価に見積り直して国の補助金を出す、従いまして地方の負担も減ってくる。まあこうした事例が農林関係、建設関係、文部関係、厚生関係、各省の関係においてそれぞれただいま話し合ひをしている最中でありまして、この点からも補助金のために地方の負担がふえるという点は、相当これは縮減できるのではないかと、これを考へております。地方財政を再建するために地方の負担を軽くするには、まああの手この手いろいろの点からやるのでありまして、御指摘のような点についても十分考慮を払つてやつておるわけでありまして。

○委員長(新谷實三郎君) お諮りいたしますが、川島長官に対する御質疑はまだあると思ひますが、本日はこの程度で一応打ち切りまして、明後日の委員会を引き續いて総括質疑を続行していただきますと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願ひたいと思ひます。

○千葉信君 問題の性質から考へまして、問題の性質というものは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題ですから、従つてその関連する、国際的な問題である点も考へまして、この

際は一応速記をとめていたいただいて、副達庁長官との間の質疑を懇談のうちに進めたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか……。

○委員長(新谷實三郎君) ただいま千葉君の話のように速記をとめて懇談的に話を聞きたいということでありまして、さう取り計らいまして御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) それではさうに取り計らいます。速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。午後四時四十五分散会
六月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第七五〇号)
一、元満州国日本人官吏の恩給に関する請願(第七五九号)
一、恩給不均衡是正に関する請願(第七六〇号)(第七七八一号)
一、地域給改訂勧告実施促進に関する請願(第七七二号)
一、石川県の地域給に関する請願(第七七八号)
一、茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願(第七九〇号)
一、富山県魚津市の地域給に関する請願(第八一〇号)

第七五〇号 昭和三十年六月七日受理
行政機関職員定員法中一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通り
一ノ二五全建設省労働組合内 伊藤喜一
紹介議員 木下 源吾君

建設省管轄局二百二十名の行政整理が工事量減少の名のもとに行われようとしているが、もしこれが実施されれば、当局職員は非常な重労働となり又、工事の質の低下をきたす原因ともなるから、すみやかに行政整理案を撤回せられたいとの請願。
第七五九号 昭和三十年六月七日受理
元満州国日本人官吏の恩給に関する請願

請願者 熊本県荒尾市長 坂田 昌亮外十名
紹介議員 寺本 廣作君
元満州国(蒙盟及び北支を含む)日本人官吏(協和会職員及び軍人、軍属を含む)に対する現行恩給法の適用に関する請願、(一)元満州国日本人官吏として在職した年月数を公務員の在職年数とみなして現行恩給法を適用すること、(二)元満州国日本人官吏として在職し、終戦後引揚げた者は日本内地陸上の年月日を退職の時として在職年月数を算定すること、(三)元満州国日本人官吏として在職中公務のためたおれた者の遺族並びに退職者に対する遺族年金または傷病年金を復活すること、(四)現行恩給法上の受給既得権者には元満州国官吏在職年月数を加算して恩給年額金を改定すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。
第七六〇号 昭和三十年六月七日受理
恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都杉並区方南町三
一五三上喜三外 八百九十七名
紹介議員 安井 謙君

旧軍人恩給を社会保険的なものに切り替へることは、恩給の本質に照し明らかに不合理であり、また旧軍人恩給は一般公務員の恩給に比しはなほ不均衡であるから、(一)昭和三十年度において旧軍人恩給を生ずる者と遺族との区別なく一律に一万二千円ベースに引き上げること、これに要する予算が不足する場合には一期待(十月から実施すること)だけでも本年度から実行すること、(二)軍人恩給のベースアップに伴い遺族年金を引き上げることの実現を図られたいとの請願。
第七八一号 昭和三十年六月八日受理
恩給不均衡是正に関する請願

請願者 愛知県安城市東端 磯村義明外百九名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。
第七七二号 昭和三十年六月八日受理
地域給改訂勧告実施促進に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡土居町 曾我部順四郎
紹介議員 湯山 勇君
地域給の級地引き上げに關し、昭和十九年五月二十九日附をもつて人事院から勧告され、法律案として国会に提出されたが、本年一月国会が解散されて廃案となり、その後改訂の勧告実施

をみないのは、はなはだ遺憾であるから、すみやかに地域給の引上げを図られたいとの請願。
第七七八号 昭和三十年六月八日受理
石川県の地域給に関する請願

請願者 石川県金沢市千広町一八 中野日之吉外十七名
紹介議員 松澤 兼人君
地域給が設定された年度の物価と現今のそれとは著しく異なつて、石川県の地域給支給地並びに石川県下の地域給支給地及びに級地に不合理が生じているから、これが是正のため、金沢市を地域給四級地に、小松市及び松任町を三級地に旧七尾市及び旧輪島町の区域外五箇村を二級地に、橋立町外十八箇村十三箇村を一級地にそれぞれ引き上げられたいとの請願。
第七九〇号 昭和三十年六月九日受理
茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願

請願者 茨城県水戸市長 山本 敏雄外百六十八名
紹介議員 宮田 重文君
茨城県水戸市に合併された渡里村外三箇村及び西門村、河和田村の一部地域は、同市街地に密接して近代的都市形態を有しており、かつ茨城大学、国立病院、県立養老院等の官公庁をはじめ各種の出先機関が多数存在している關係上、本地域公務員の生計費は旧市内のそれと何等異なることがないから、本地域の地域給を旧市内と同様の三級地に引き上げられたいとの請願。

第七九〇号 昭和三十年六月九日受理
茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願

第八一〇号 昭和三十年六月十一日

受理

富山県魚津市の地域給に関する請願

請願者 富山県魚津市長 金光

邦三

紹介議員 三好 英之君 宮田

重文君

富山県魚津市は、富山県東部地帯の経済的の中核都市として重要な地位を占め、中央、地方の諸官庁並びに出先機関が集約して設置され、また水見、新湊の漁港と共に県下の三大漁港として著名であり、貨客はふくそうし、生活水準、諸物価等は、人口相当の他都市を上回る状態であるから、同市の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、郵政省設置法の一部を改正する

法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第六条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 賠償及び国際協力に関する事務の取りまとめをすること。

附則
この法律は、公布の日から施行する。